

令和2年玄海町議会定例会12月会議会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和2年12月10日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和2年12月10日午前10時53分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	5 番	池 田 道 夫 君		4 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防災安全課長	加 納 晴 美 君		企画商工課長	日 高 大 助 君	
	住民課長兼会計管理者	脇 山 和 彦 君		健康福祉課長	中 山 ふ み 君	
	農林水産課長	山 口 善 正 君		まちづくり課長	中 村 大 造 君	
	生活環境課長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		熊 本 秀 樹	議会事務局主査		松 本 辰 範

令和 2 年玄海町議会定例会12月会議議事日程（第 2 号）

令和 2 年12月10日 午前 9 時開議

日程 1 一般質問

令和 2 年玄海町議会定例会12月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
1 番 小 山 善 照 君	1. 第一次産業に対する取組について	町 長
	2. 県道今村枝去木線の取組について	町 長
2 番 山 口 寛 敏 君	1. 玄海町の防災対策の取り組み状況について	町 長
	2. 定住政策について	町 長
8 番 中 山 昭 和 君	1. 玄海町と玄海原子力発電所の現状と未来像について	町 長

午前 9 時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程 1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。1 番小山善照君。

○1 番（小山善照君）

1 番小山です。許可が出ましたので、通告に従い、質問いたします。

改めておはようございます。新型コロナウイルスの収束がまだ見えない状況の中、第 3 波が来ているとのことですが、唐津市のほうでもまた新しい感染者が 2 名ほど出たと伺ってお

ります。町内での感染の広がりが無いのは幸いですが、一刻も早い収束を願うところであります。

そういった中、玄海町においても少なからず新型コロナウイルスの影響が出ていることは間違いありません。特に1次産業についてはかなりの影響が出ていると思われます。このような不測の事態がまた発生したときに耐えられるだけの力が玄海町の1次産業にあるのか不安になるところであります。これを踏まえまして、コロナ禍とは別にして、玄海町の1次産業の現実と対策について、まず伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。小山善照議員の現状と対策についての御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、農業の現状についてでございますが、玄海町では、昭和48年度から進められた上場土地改良事業による農地及び農業用水施設の整備によりまして、ハウスミカン、イチゴ、タマネギなどの果樹・野菜の産地として県内でも有数の農業地域となっております。また、畜産業におきましても、唐津・玄海地区において黒毛和牛の飼育頭数が佐賀県の約5割を占めておりまして、JAさがのブランド、佐賀牛の主要な産地となっておるところでございます。

次に、本町の農業の年間生産額についてでございますが、これまで増加傾向にありましたが、平成28年の4,470,000千円をピークに翌年の平成29年は4,280,000千円と減少に転じております。この産出額の約半数を畜産業で占めている状況となっております。これと併せて、販売農家数や経営耕作面積は減少が続いております。

農林業センサスの統計数値を見ましても、販売農家数について、平成12年の547戸が平成27年には440戸と約19.6%減少しております。また、経営耕作面積は平成12年の820ヘクタールから687ヘクタールへと約15%減少しており、耕作面積の減少に伴い、耕作放棄地は平成12年の81ヘクタールから181ヘクタールへと2倍以上に増加している状況でございます。

ここまで御説明いたしましたように、農家数や耕作面積の減少が続いていることにより、本町の農業の年間産出額の減少へとつながったものと理解しておりまして、今後、農業経営者の高齢化と後継者などの担い手不足を解消する取組が農業産出額を増やすために必要と考えておるところでございます。

次に、水産業の現状について御説明申し上げます。

玄海町は、玄界灘に面した豊かな漁場を持ち、古くから一本釣りや海女漁などの漁業が営まれてまいりました。

近年では、仮屋湾や外津浦といった波静かな入り江の地形を生かした魚類や貝類の養殖が行われており、特に昭和40年代から始まりましたマダイ養殖においては、生産の一大拠点として認知されております。

次に、漁業全般の総生産量について御説明申し上げます。

水産庁で行われております港勢調査の数値を参考に申し上げますと、平成15年に839トンございました水揚げ量が平成30年には257トンと69%以上減少しております。これに比例して農業経営体の減少も続いており、漁業センサスの統計数値によりますと、平成15年には75経営体でしたが、平成30年には54経営体となり、28%減少しております。

このように、水産業においても漁業経営体数と総生産量が年々減少している状況でございます。令和2年4月現在の正組合員数は、仮屋漁業協同組合で28名、外津漁業協同組合で31名となっており、今後担い手が増加しなければ、10年後には今の組合員数が約半分になることも懸念されております。

漁協合併についても、本年の6月及び7月に2漁協合併検討会を開催し、水産専門員の下、協議を進めておるところでございますが、併せて、担い手不足の解消に向けた取組を最優先に施策の検討も行っておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

今の御答弁、現状と取組については分かりました。産業としての力が落ちているというのは、言わずもがなの状況だと見えます。

しかし、玄海町の基幹産業であるところの1次産業の衰退というのは、今後の町勢ということを考えたときにも非常に危なっかしいところが多々見えているようでございます。行政におかれましては常に有効な対策を打っていただく、考えていただくということが必要になっていくんじゃないかと思えます。この辺を常に検討していただいて、皆さんが安心して家業に励めるような状況というのをつくっていただきたいと思います。

それでは、次に、近年ますます有害鳥獣被害が拡大しております。主にイノシシの被害が大きいと思うんですが、私も各耕地組合あたりの管理作業に出向くことがあるんですけども、実際の被害を目の当たりにすると、やはりこれは年々ひどくなっていますもんね。のり面を崩して下の側溝が埋まって、もう見えないような状況が結構あっちこっちようけあります。

そこで、今まで以上の抜本的な対策が必要ではないかと思うんですよね。それに対してどう取り組まれているのか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

第1次産業に対する取組、有害鳥獣対策についての御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、令和元年度の佐賀県全体と本町の有害鳥獣の被害状況を報告させていただきたいと思います。

県全体の被害状況としましては、県生産者支援課の調べによりますと、被害金額は151,000千円となっております。このうち、イノシシによる被害が全体の64%を占めており、次にタヌキ、アナグマ等の中型哺乳類によるものが8%、そして、ヒヨドリ、カラス等の鳥類によるものが7%となっております。

本町の被害状況につきましては、被害金額は3,240千円となっております。このうち、イノシシによる被害が町全体の96%を占めておりまして、タヌキ、アナグマ等によるものが4%で、鳥類による被害の報告はございませんでした。

このことから、本町は佐賀県内の状況と比較しても、被害に占めるイノシシの割合が特に大きいという特徴が見受けられます。

次に、本町のイノシシの捕獲頭数と被害金額につきましては、平成27年度は捕獲頭数573頭で、被害金額3,100千円、28年度は569頭で1,800千円、29年度は550頭で1,370千円、30年度は410頭で1,570千円、令和元年度は274頭で、被害金額が3,240千円となっておりますが、令和2年10月末現在で既に366頭が捕獲されており、近年減少していた捕獲頭数が本年度増加に転じており、同時に被害金額の増加も危惧されるところであります。

有害鳥獣の駆除については、猟友会の12名の皆様に依頼をしており、捕獲数の増加に見られますように、精力的に頑張っておられますが、会員の皆様の高齢化も進んでおりまして、

新たに狩猟免許の取得をしようと考えておられる方の相談も数名おられますが、それでも後継者不足が懸念されるところでございます。なお、狩猟免許を取得された方に対しましては、狩猟免許登録の更新にかかる費用の一部及び捕獲に必要な餌代を助成いたしまして、狩猟免許取得者の負担軽減を図っているところでございます。

今年度におけるイノシシ成体1頭当たりの捕獲報償金につきましては、13千円を上限としてお支払いしております。

有害鳥獣の対策としては、駆除だけではなく、予防することも重要であります。100%有効な対策は今のところ確立されておらず、現状ワイヤーメッシュや電気牧柵の設置が効果的であることから、これらの購入補助を行っております。

農業者の皆様におかれましては、自分たちの農地は自分たちで守るという意識を持ってこれらの事業を積極的に活用していただいた上で、狩猟者と地域が連携して有害鳥獣を捕獲する捕獲班などの体制が必要になるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

今取れる対策としては、この程度のところまでしか仕方ないのかなとは思いますが、金額的な被害ももちろんなんですが、耕作地、農地としての被害というのも、これはかなり出ているようですので、その辺のことも考えていただければと思います。これらの対策が有効に働くか、見えない部分も大いにあるように思います。関係機関との関連も含めて、実効性の高い方法を見つけていただければと思うところでもありますので、その辺もよろしくお願いいたします。

次に、玄海町の1次産業の将来、これをどのように再生していかれるのか、先ほど答弁の中でも随分規模がどんどん小さくなっていっているという現状を見ますと、これを将来的にどのように再生していくのか、これは一番重要な政策になるかと思われませんが、将来に向けて中長期的な取組を町としてどうお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

将来の取組についての御質問に対し御答弁申し上げます。

農業と水産業に対する将来の取組につきましては、先ほど御答弁申し上げました内容と重複するところがあると思いますが、担い手不足を解消するための取組を最優先として検討してまいりたいと考えているところでございます。

現在も実施されている新規就農者の経営を支援する国事業の農業次世代人材育成事業や、施設整備を支援する、さが園芸生産888億円推進事業などの補助事業を積極的に推進するとともに、町単独の支援策の検討を進めておるところでございます。

また、上場地域の農業の将来像を議論し、目指す方向性を共有するため、本年10月より佐賀県、唐津市、玄海町、JAが一体となり、上場地域農業構想の検討に入っております。

さらに、1ヘクタール以上のハウス団地を整備し、そこを新規就農者等が借り上げ、園芸作物を生産できるようにする大規模園芸団地の整備についても検討しており、農業の担い手確保と耕作放棄地の減少への対策となるものと考えております。

また、農作物被害の防止に御尽力いただいている猟友会の会員の減少が懸念されておりますので、後継者育成に対する支援とともに、猟友会の皆様の負担軽減を図っていくために、地域ぐるみで支援する体制構築の必要性について検討しておるところでございます。

次に、水産業に対する将来の取組について御答弁申し上げます。

現在、仮屋漁業協同組合では、令和元年度末に国事業の長期研修事業を利用し、町外者2名を含む3名の新規就業予定者が海女漁業者を目指して研修に取り組まれております。また、外津協同組合では、2年前から同様の長期研修事業を利用し、町外から1名の新規就業予定者が養殖漁業者を目指して研修を行われております。本研修生は独立して漁業者となることを目標とされており、研修終了後は本町に定住し、未来の玄海町の漁業を担う漁業者となります。

本町としましては、独立後に不安定な経営を余儀なくされる新規就業者を支援するための町独自の支援策を検討しておるところでございます。

第1次産業就業数の減少は全国的な課題であり、本町においても同様ではありますが、平成27年度の国勢調査によりますと、1次産業就業者数の人口に占める割合が玄海町は約23.3%で、佐賀県全体の8.7%を大きく上回っている現状もございます。

第1次産業に関しましては、私は以前から本町の経済を支える基幹産業と常々言っておりました。今後、農家や漁業者の方々、農協及び漁協などの関係機関と連携して新たな担い手の確保と支援に取り組むことで生産量や収益の増加につなげ、さらなる第1次産業の振興を

図っていきたいと考えております。

また、最近聞いたところによりますと、コロナと台風の影響で漁業者の方がちょっとやめられるようなお話も聞いておりますので、先ほどは担い手を中心に申しましたが、やはり今現状で経営されている農業、漁業者の方をこのまま継続してできるような対策も今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

先ほど町長の御答弁の中にも玄海町の基幹産業であると、これは大事に守り育てていかなければならないという趣旨のお言葉をいただきました。基幹産業を保護し育てるということは町の力を伸ばすということに直結することだと思います。農業、漁業に従事されている方々にそれぞれ力をつけていただくことも大切な要因になると思いますので、個人と公の部分、このあたりの線引きというのは非常に難しい部分もあろうかとは思いますが、この点も考慮に入れていただきたいと思います。

例えば補助の金銭的な緩和や、例えば農機具、漁具あたりを町が買い上げて、それを貸し出す、リースするみたいな方法もあるんじゃないかと思います、金銭的なものじゃなくてもですね。要は仕事を続けていけるというような、そういう補助というのも当然あるんじゃないかとは思いますが、現状、現実にあった支援の見直し等も考慮に入れていただきたいと思います。

では、次に行きます。

前にも伺っていましたが、県道今村枝去木線について現在の取組はどうなっているのか、何回でも同じことを聞いているようですが、これはどうしてもお伺いしておきたいと思います。

この道路は、避難ルート、生活道路、そして原発に絡む全てにおいて主要な道路であると認識しておりますのが、現状代わり映えが見えてきません。このあたりをどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

現在の取組はどうなっているのかの質問に対し御答弁申し上げます。

議員御存じのとおり、県道今村枝去木線は県の管理となっておりまして、毎年、毎年度ごとに県の土木事業に対する要望事項について取りまとめ、唐津土木事務所に要望書を提出して要望活動を行っておるところでございます。その中で、御質問されました県道今村枝去木線に関しましては、歩道設置及び視距改良、舗装補修等について要望を行っておるところでございます。

しかしながら、この要望に対しましては、歩行者及び自転車の交通量が少ないということもあり、早期に全面的な歩道整備や視距改良事業に着手することは厳しいというのが県の回答でございます。

現状といたしましては、舗装補修等、軽微な工事についてのみ対応されている状況でございまして、視距改良、歩道設置等の大規模な事業につきましては、現在のところ、計画はなされていない状況でございます。

小山議員が言われますように、避難道路でもありますし、朝夕の原子力発電所関連の車がたくさん走っておりますので、こういった単なる歩行者、自転車が少ないというだけでの問題じゃないと思っておりますので、今後も県のほうには要望していく考えでおります。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

なかなか難しい問題だとは思いますが。今までと特に変わったことはないと受け取りました。しかし、さらなる将来に向けての目標といいますか、展望といいますか、これあたりをどう思われているのかですね、要は、喫緊の話では、視距改良あたりがメインになるのかなとは思いますが、要は、将来に向けてこの県道今村枝去木線をどのような形で持っていくのか、将来の展望を町としてどう考えておられるのか、これをお伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

将来の展望はどう考えているのかとの御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほど御答弁しましたとおり、毎年県事業に対する要望活動を行っておりますが、県では

交通量や自転車利用者数などの現在の利用状況、県内での事業の優先度や緊急度を踏まえながら検討されているようで、現状といたしましては、整備計画に着手することは厳しいようでございます。しかしながら、本路線は唐津市内と玄海原子力発電所を行き来する重要な経路となっており、朝夕の通勤時間帯には交通量が多く、特に週末の夕方は、遠方から玄海原子力発電所に赴任されている玄海原子力発電所関係者の帰宅ラッシュと重なり、かなりの交通量となっている現状でございます。

このような状況の下、歩道が設置されていない道路は夕方の暗い時間帯は車両から歩行者の安全確認が十分にできず、いつ事故が起きてもおかしくない非常に危険な状況であると考えておりまして、一刻も早い整備事業の実現を望むものでございます。

繰り返しになりますが、毎年所管のまちづくり課において県の唐津土木事務所に対し要望はしているものの、道路整備事業化は一向に進んでいないのが現状でございます。

今後は、所管課だけの対応ではなく、町としてさらに強くこれまで以上に県に対して要望を強化していく必要があると考えております。

原子力災害時の避難道路でもありますし、もっと整備、改良が必要だと思っておりますし、先般の知事の講演会の折、小山議員も出席されておりましたが、やはり原子力関連で県のほうにも数十億円のお金といいますか、歳入がありますので、その分の振り分けももっとこちらの北部のほうに、原発関連の道路に投入していただきたいということは私も県のほうに伝えておりますし、まちづくり課のほうも土木事務所のほうに伝えておりますけれども、もう少し強く要請しなくてはならないかなと考えておるところでございます。

議員の皆様方におかれましても、なお一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○1番（小山善照君）

先日、知事の県政報告会のときに町長がおっしゃっていただいたあの言葉は非常に私たちも、いいことを言ってくださったと思っております。内容はちょっと伏せておきますが、ああいう発言を今後とも続けていっていただければと思います。関係各位との交渉をさらに密にさせていただいて、早期の整備が実現するよう。我々も協力を惜しむものではありません。今後ともさらに交渉を重ねていただきたくお願いいたします。

1次産業に関しても、県道今村枝去木線にしましても、どちらも町の将来になくてはならない重要施策であると思いお伺いしております。

県道今村枝去木線では、いまだに視距改良、歩道の整備すら整っていない実情を真剣に考えていただきたいと思います。

住民の皆さんの声も聞き届けていただき、我々も含めどのような協力をしなければならないのか、また、どのような協力ができるのかも一緒に考えなければならないと思うところでございます。

そして、さらに町の将来を考えたときに、特に1次産業は、先ほどから町長も、私も申すとおり、町の基幹産業であります。これに対する施策がおろそかになるようなことがあってはならないと考えるところであります。

漁業、農業は個人的な業種に見えますが、この個人の集まりが一つの大きな産業になっていると考えたときに、1軒ずつ従事者の方々が減っていくということは、町自身で町の首を絞めているような気がしてなりません。このような事態を防ぎつつ、さらに産業として伸ばしていくことが今後の最重要課題であることは明白ではないでしょうか。

どのような施策が有効なのか、常に念頭に置いて、短期的、長期的な対策を考えていただきたいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で小山善照君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。2番山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

改めておはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

玄海町の防災対策の取組状況について。

2015年9月に開催された国連サミットで採択された持続可能な開発目標の13に、気候変動に具体的な対策を打つことを課題として、世界的気候変動に対する対策が求められています。

その中、国は2050年までに脱炭素化社会の実現を目指すことを宣言して、経済産業省では、その実現に向けた実行計画を年末をめどに策定することをされております。しかしながら、具体的な取組についてはこれからで、昨今の気象状況は今後も続くものと思っております。

異常気象といえば、本年9月に発生した台風10号は特別警報級の勢力で九州に接近、上陸と言われていましたが、そこまで発達せず、玄海町においては大きな被害とならなかったこ

とは何よりです。しかし、他の地域では甚大なる被害も出ており、被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

台風10号の勢力の強さから、役場のほうからも早めに広報されているようでした。マスコミ報道も手伝って町民の皆さんが早めに避難されました。その内容については9月議会にも報告を受けましたが、再度、台風10号の際、何か所避難所が開放されましたか、また、何人避難されたのかもお尋ねします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

山口議員の本年の台風10号の避難状況や対応についての御質問に対し御答弁申し上げます。

最初に、避難場所と避難所、それぞれの定義について御説明申し上げます。

まず、避難場所は、災害対策基本法第49条の4において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退き」をする場所、または施設と規定されています。

また、避難所につきましては、同法第49条の7において、「災害が発生した場合」において、「(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設」と規定されております。

分かりやすく言いますと、避難場所は身を守るため迅速に避難する場所や施設であり、避難所は災害が起きた後に避難生活をする施設であります。

したがって、今回の台風10号では、災害が発生しておりませんので、避難所の開設はなく、町民会館や値賀分館など、10か所の避難場所を開放し、避難された住民は139世帯237名でございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

避難場所と避難所の違いについては今説明をしていただきました。避難所は災害が起きた後、避難生活をする施設で、今年の雨で役場や町民会館、値賀分館などを開放されたのは避

難場所ということですね。

私も玄海町に長く住んでいますが、今回237人の方が避難されたそうですが、こんなに多くの方が避難されたのは初めてじゃないかと思います。避難された237人の中で高齢者の方はどのくらいおられたのでしょうか。独り暮らしの高齢者はなかなか一人で避難できないと言われています。そのような方々の対応はどうされているのですか。また、災害においては、まず自分自身の身を守る、自助でとも言われていますが、高齢者の方々は自助だけでは難しいのではないのでしょうか。

避難場所に行く際、持っていくものとして水、食料などを言われていますが、なかなか持っていくのも大変です。そのあたりを町で負担することはできないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

高齢者の避難についての御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、今回の台風10号に伴う避難者のうち高齢者、いわゆる65歳以上の方は、避難者237名のうち132名で、避難場所全体の55.7%という状況でございました。

続きまして、独り暮らしの高齢者など、自身での避難が困難な方の対応はどうなっているかの御質問ですが、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方々の避難支援等に関する御質問であろうと思います。

こちらにつきましては、災害対策基本法、玄海町地域防災計画に基づき、玄海町災害時避難行動要支援者支援計画を策定し、災害時における避難支援は、基本的に地域の支援者の方々に行っていただき、どうしても避難支援を受けられない要支援者がおられる場合は自主防災組織等からの避難支援要請を受けて町において対応することといたしております。

なお、支援計画の対象となる方は、本年10月1日時点で868名で、要介護認定を受けている方、身体障害者1級・2級の方で、JR旅客運賃減額の1種を所持する方、療育手帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方で単身世帯の方、玄海町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者、そのほか、町長が支援の必要を認めた方として65歳以上の単身者、または高齢者のみの世帯の方となっております。

毎年10月頃、民生委員の協力を得て、全対象者の現況確認を行い、本人の同意がある場合は要支援者名簿を地域の避難支援関係者である区長、民生委員、消防団、社会福祉協議会な

どに提供し、日頃からの見守り活動や災害時の安否確認、避難支援確保に努めているところでございます。

こうした取組等もあり、台風10号接近時には御自身で避難することが難しい方が地域の支援者の御協力により避難をしていただけたという状況でございます。

次に、非常持ち出し品の水、食料等を町で支援することはできないかという御質問に対し御答弁申し上げます。

災害対策基本法において、災害が発生したときは、被災者に対して食糧、衣料など生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、佐賀県の県市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領において、災害が発生した場合に被災者に対して日常生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるようにするとの規定がございます。このようなことから、備蓄物資については、災害が発生した場合において被災者に提供するものであります。災害が発生する前においては、自助として準備している非常持ち出し品を避難場所に持参することとなっております。よって、避難行動要支援者等の方で非常持ち出し品を持ち出せない方は、共助として家族や支援者等をお願いすることになります。

台風10号においては、災害が発生していないことから、備蓄品を避難者に配布、提供するようにはなりませんでしたが、ただし、外出先からの避難で持ち出すことができなかった等のやむを得ない事由がある場合等は、例外として町の備蓄品を提供しているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

理由がある場合には提供されるということで、安心しました。

次に、避難場所の設営の在り方についてですが、先ほど町民会館と値賀分館を開放されたと言われましたが、新型コロナウイルス感染症対策やプライバシーの確保など、これまでにない避難所の対応は必要かと思いますが、設営のための用品等は充実しているのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

必要な備品等の配備状況についての御質問に対し御答弁申し上げます。

先般の定例会 9 月会議において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、県の備蓄基準に基づいた現状で必要な災害用間仕切りテントや折り畳み式多目的簡易ベッド及び組立て式のトランク型自動ラップ式トイレ等の備品、また、避難所運営に必要な消耗品の購入予算において承認をいただいたところでございます。今現在、購入または購入の手続を進めているところでございます。

今年度の大雨も含めまして、台風10号で多数の方が避難された実績等を考慮いたしまして、避難しやすい避難場所や避難所となるように、必要な物品については今後も精査し、整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2 番（山口寛敏君）

必要な用品等をそろえておられるということで安心しましたが、今回、値賀分館にも相当数の人が避難されたと聞きました。もし、今後特別警報級の台風が来るかもしれません。そのとき値賀地区の避難場所は値賀分館だけで対応することができるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

避難所、避難場所、値賀地区の状況についての御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたが、町全体で避難された住民は139世帯237名でございました。そのうち、値賀分館には15世帯30名の方が避難されました。2階の部屋にはまだ余裕がありましたが、今後さらに避難者が増えると、御指摘のように混雑することは否定できません。

その解決策としましては、現在、指定緊急避難場所として旧値賀中学校の値賀第2コミュニティセンターがございますので、当該コミュニティセンターを開放すれば多数の避難者を受け入れられると考えられます。

しかしながら、平素において使用されていないため、トイレ等が汚い、貯水槽の水が飲用に適さない状況であったり、また、冷暖房設備がなく熱中症等の危険があり、避難場所とし

て活用するのが厳しい状況でございます。

今後、改善策について協議、検討を行いまして、快適な避難場所として活用できるようにしていく予定でございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

今後の対策に向けて取組が考えられるということは分かりました。

地球温暖化の影響による豪雨災害は、日本のみならず、世界各地で起きています。数十年に一度の雨は日常となって、これまで経験したことのない集中豪雨が頻発しています。災害対策は職員全員で対応することとなっているので、日頃から万全の準備をしていただき、町民の皆さんが安心して住むことができる玄海町になるよう、今後ともさらにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。

定住政策についてお伺いします。

本町の人口は現在5,400人ほどであり、このまま高齢化、少子化が進みますと、2060年には2,200人を下回るという推測がされています。そうした中、玄海町人口ビジョンで2060年における人口を4,500人に推移する目標となっています。そのためにも、若者の町外転出や町外からの町内の移住に関する対策は重要な課題だと思っています。

子供たちの元気な声が飛び交う活気ある町になってもらいたいです。しかし、実際には、町内に家を建てたいと思っても、宅地に適した土地は多くは農地であり、農地転用に係る手続は1年程度かかり、思い立ってもすぐに家を建てられないと聞いています。

また、空き家バンクの制度も創設され、町外から移住希望者もあると聞き及んでいます。現在、空き家バンクの登録状況や契約状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

定住政策について、空き家バンクについての御質問に対し御答弁申し上げます。

本町では、町内にある空き家等を有効活用することにより、移住及び定住を促進し、地域

の活性化を図ることを目的として、本年４月から空き家バンク制度を創設し、実施しておりますのでございます。

この空き家バンク制度は、空き家を売却、または賃貸したい空き家所有者と、空き家を購入または賃借したい空き家利用者とのマッチングを図るための制度で、町のホームページにおきまして空き家情報を公開しております。

現在、空き家バンクに登録されている物件でございますが、売買物件が４件、賃貸物件が８件、計１４件でございます、そのうち、成約件数は、賃貸物件が１件でございます。

また、町では空き家の所有者及び利用者に対しまして、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金という支援制度を行っております。この支援制度についても、本年４月から実施しておりますが、主な内容について御説明させていただきます。

まずは、空き家を売却、または賃貸される所有者への支援についてですが、リフォーム費用の補助上限額は１,０００千円となっております。補助率は、基本的に工事費の２分の１ですが、リフォーム工事を実施する事業者が町内事業者の場合は３分の２の補助率となり、上乘せとなります。

それと、家財道具等の処分費用の補助もございまして、これは補助上限額が１００千円で、補助率は全額補助となっております。令和２年１１月末の実績で２件ございました。

次に、空き家を購入または賃借される利用者への支援についてですが、リフォーム費用の補助上限額は２,０００千円となっております、補助率は先ほどと同様に基本的には工事費の２分の１ですが、リフォーム工事を実施する事業者が町内事業者の場合は３分の２の補助率となり、上乘せとなります。それと、所有者と利用者、両方に対しまして売買契約等にかかる仲介手数料を補助するものもございまして、これは補助上限額が５０千円で、補助率は全額補助となっております。これらの実績は現在のところございませんが、相談は９件ございました。

町といたしましては、この空き家バンク制度を利活用することで空き家の増加をストップさせる有効な対策と位置づけしてございまして、広報紙やホームページなどを活用し、また、空き家の持ち主に直接文書で案内する等、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

町内への移住を希望する方へのアプローチ等や募集はどのように行っておりますか、お伺いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町内の移住について、募集等についての御質問に対し御答弁申し上げます。

最初に、本町の移住の施策として実施しております玄海町定住促進奨励金制度の概要について御説明申し上げます。

本制度は、住環境の整備促進対策として、町内における住宅新築者や住宅購入者等に対しまして奨励金1,000千円の支給と、町外から町内への世帯での移住に対しまして、世帯員1名につき100千円の支給や、住宅新築の際に町内事業者が建設された場合は200千円支給される等、町外からの転入促進と町民の定住化を図ることを目的として行っておるところでございます。

なお、本制度は平成16年に創設され、当初は新築住宅者のみ支給を行っていましたが、条例の一部改正により、平成19年度からは二世帯住宅とするための全面改築や住宅購入者も対象としまして、平成23年度からは賃貸集合住宅も対象としているところでございます。

令和2年度の11月末現在での実績といたしましては、4世帯11名に対しまして4,200千円の奨励金を支給しております。

なお、制度創設からこれまで17年間の実績といたしましては、世帯数が106世帯、世帯員が540名、そのうち、町内が80世帯、世帯員が372名、町外からの転入は26世帯78名の方を対象に、合計で115,900千円の奨励金を支給いたしております。それと、平成23年度及び令和2年度に賃貸集合住宅2棟に対しましては奨励金を9,358千円支給しております。

また、生活環境の準備促進対策といたしましては、子育て世代への経済的支援として出生祝い金や、18歳、高校生までの医療費の無償化及び学校給食費等の補助など、他の自治体と比較して低廉な保育料など、安心して子育てができる環境の充実に努めているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

宅地造成計画がありますが、候補地など分かる範囲でお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

宅地造成候補地などについての御質問に対し御答弁申し上げます。

このことにつきましては、私のマニフェストにも掲げておりますが、町内に新築住宅を建てたいが土地がないとおっしゃる方がいると聞いておりますので、まず町内に建築できる候補地を検討しているところでございます。

また、宅地造成の場所は具体的に決まっておりませんので、詳細にはお答えできませんが、件数につきましては、北部地区に10戸、南部地区に10戸、計20戸を想定しておりまして、その反響を考慮しながら、さらに今後宅地造成の戸数につきましては検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

町営住宅の新築計画がありますが、それが定住政策にどのようなつながるかをお尋ねします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町営住宅の新築についての御質問に対して御答弁申し上げます。

本町には町営住宅が5団地124戸ございますが、現在の入居率は97.7%となっており、ほとんど空きがない状態でございます。

このように、町営住宅の需要は依然として高いことや、新田第1団地の整備から39年が経過しており、老朽化の問題等からも町営住宅の増築が必要であると考えております。

町営住宅の整備につきましては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用したPFIを

導入した事業手法により実施したいと考えております。

具体的に、P F I 事業と申しますのは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間部門の持つ経営ノウハウや資金及び技術的能力を活用することで低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした公共事業の手法でございます。

このP F I 事業のメリットにつきましては、国からの交付金事業の活用が可能であり、負担の平準化を図られることや特別目的会社S P Cを設立することで、構成企業本体の財務状況の影響を受けることなく、事業の継続性や安全性に優れていること、設計段階から運営会社が参画することにより総合的な経費削減が期待できることなどが上げられます。

しかしながら、本町においていまだP F I 手法による事業実施事例がございませんので、昨年度、町内の事業者に対しまして、事業者向けの勉強会も開催したところです。しかし、町営住宅整備事業へ参入していただけるよう再度事業者向けに勉強会を開催したいと考えておるところでございます。

また、町営住宅ができることにより町から離れる方も引き止めることもできるでしょうし、よそからの住まれる方も増えていくだろうと思っております。

また、役場職員も近年やはり町外からの採用も増えてきております。町内で住むところもございませんので、そういった対策等も考えて町営住宅は必要だと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

活気ある玄海町になっていただくよう今後とも努力していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で山口寛敏君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。８番中山昭和君。

○８番（中山昭和君）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、５年先、１０年先、２０年先の玄海町の未来像について、また、今後どのような事業を展開なされようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

中山昭和議員の玄海町と玄海原子力発電所の現状と未来像についての５年先、１０年先、２０年先の玄海町の未来像について、そのため、どのような事業展開をされるのかの御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、５年先、１０年先、２０年先の玄海町の未来像についてでございますが、平成２８年度から令和７年度までの１０年間の計画である第５次玄海町総合計画に、「人と自然がおりなす笑顔あふれる玄海町」を町の将来像に掲げ、その実現に向けて事業を行っているところでございます。

今後の人口推計の観点から申し上げますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、町の人口は２０年後の令和２２年には３,６２０名、４０年後の令和４２年には２,１６２名となるとされております。

そこで、町が単独の町として持続し発展していけるよう、令和４２年において、町の人口規模４,５００人を維持する人口ビジョンを掲げ、具体的な取組を行っているところでございます。

具体的な取組を行うに当たって、令和２年度から令和６年度までの５年間の計画である玄海町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。この総合戦略は、その名のとおり、町に人を呼び、仕事を生み出す計画でございます。

５年先、１０年先、２０年先の町の将来を見据え、具体的な取組としましては、ハード事業として、住みたくなるまちづくりのための住環境の整備や宅地の造成、複合施設としての図書館の整備の検討などを行ってまいりたいと考えております。

ソフト事業としては、玄海町の１次産品、２次産品と商品販売や観光サービスなどの３次産業を複合的に取り扱う地域総合商社の設立、出会いや結婚の支援、安心して住み続けられ、

子育てができるサポート体制の充実などを行っていき、40年後も町民の笑顔があふれる町であり続けられるような基礎を築いていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

過疎対策として、北海道の奥尻島の離島教育、耕作放棄地対策として、下関市の蓋井島のエミュー飼育など、ほかにもまだいっぱいあると思いますが、他人に任せるのではなく、成功例、失敗例を自分の目で確かめて取り組んでほしいと思います。薬草園みたいに多額の資金をつぎ込んで芽が出ないのでは、町民に説明ができません。気を引き締めて、町の未来に不安を感じさせないように取り組んでいただきたいと思っております。玄海町の明るい未来を信じております。

全国で過疎地域にあり、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める限界集落は、2019年4月時点で2万349か所あると発表されております。2015年4月から約6,000か所増えていて、1年間で約1,500か所ずつ増えていることになります。

市町村が今後10年以内に消滅する可能性があるかと懸念する集落が0.7%に当たる454か所、いずれ消滅する可能性があるが4.3%の2,743か所あると発表されております。

玄海町もしかり。人口減が続いていますが、20年後には統計上は3,620人となっておりますが、生まれてくる子供が年間25人から30人台では、3,000人を切るのではないかと危惧されます。

まず、若者が少ない。子供が少ない。今何をしなくてはいけないのか。子供はコウノトリが運んでくるものではありません。それでは、どうしたらいいのでしょうか。町内には100人以上の独身者がいると思われますが、婚活係をつくって対応するとか、思い切ったような手助けが必要ではないでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

限界集落対策として、町内に100人以上の独身がいるから思い切った手助けはできないか、また、婚活係等もつくるべきじゃないかという御質問でございました。

現在、本町の婚活事業としましては、町内での結婚を促し、若者の人口の定着化と過疎化

の改善を図ることを目的として、平成27年度より仲人報奨金事業を行っているところでございます。事業開始から今年で6年目となりますが、現在までの実績は6件となっております。実績が非常に少ないことから、現在、仲人報奨金事業に代わる制度を検討しているところでございます。

全国的にも未婚化、晩婚化が進むことは、少子化、人口減少につながり、社会経済に多大な影響を及ぼすことから、国においても少子化社会対策として、婚姻等に関する地域少子化対策重点推進交付金の交付を行っているところでございます。

この交付金事業には、婚姻に伴う新規の住宅取得費用や引っ越し費用を最大300千円補助する結婚新生活支援事業があります。婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策となっております。

この事業は来年度から補助額を600千円まで引き上げる方針であることから、本町においてもこのような国の制度を利用しつつ、さらに今の時代にふさわしい婚姻を希望する人が利用できる制度、例えば、結婚相談所の登録等の補助事業や若い世代の交流の場を創出するような事業を検討し、行っていきたいと考えております。新しい制度においても、成果や効果を十分検証し、社会情勢に応じたさらなる事業の検討も行い、結婚しやすい環境づくりに力を入れていきたいと考えております。

議員が申されました婚活係という発想ですが、そういったところも人口増に、玄海町の定住につながるように、この婚活係がするにしろ、いろいろあると思っておりますので、そういった取組も考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

本気度を出してやらなければ、絵に描いた餅になります。玄海町の未来は夢の世界になりかねませんので、町には幾らかの資金があると思っておりますので、そういうことに使っていただきたいと思っております。

玄海原子力発電所の成り立ちと現況について述べてみます。

昭和40年、九州電力は九州各地の候補地90か所を公表しまして、当面のライバルである川内市と1号炉誘致をめぐる誘致合戦を展開。佐賀のチベットと言われてきた上場台地に決定したのは昭和43年であります。あれから約50年、1、2号は廃炉となりました。また、3、

4号機の建設のときには地元での反対運動が起き、大変な苦労も味わいました。

現在、国内で稼働している原発は九州電力だけであり、そのうち、玄海原発だけの時期もありました。その意味がどれだけの価値があったのか、九州電力さんには分かっているでしょうか。

通常、3分ぐらいの道路が20分ぐらいかかります。原発内で働いている4分の3ぐらいは他町村からの通勤だと思われます。町内に何か所かの宿舎を建てて済む問題でしょうか。

九州の大企業である九州電力さんへ、原発内での地元からの事業参画のお願い等ができないものなのでしょうか。自分たちの天下り先の協力会社はいっぱいありますけれども、よそと比べたら少ないと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

原子力発電所を支えてきた立地町の玄海町として、廃炉の進展に伴い、周辺産業、企業の衰退が進む可能性を危惧されるが、原発内での地元からの事業参画ができないかという御質問に対し御答弁を申し上げます。

初めに、発電所の就業者の状況について御説明させていただきます。

玄海原子力発電所に係る九州電力及び協力会社を含む就業者は、令和2年10月25日現在、4,396名で、うち町外からの通勤者は3,024名となっております。

特定重大事故等対処施設及び緊急時対策等の設置のための大規模な工事と3号機の定期検査が重なり、定期検査のない時期と比べますと、1,500名ほど多い状況です。そのような状況でございますので、交通混雑があるというお声をいただくこともあります。

そのような場合においては、すぐに九州電力に伝え、工事関係の協力会社や送迎を請け負っている会社など、関係者に対し周知徹底していただいております。交通事故の未然防止につながるよう、その都度要請しておるところでございます。

発電所への地元企業の参入状況について御説明させていただきます。

町内に本社または本店を置く企業の参入は、令和元年12月から令和2年11月までの1年間において19社で、発電所内の事務所や建屋内の清掃、敷地内の緑化等の日常業務、物品の購入、社員の送迎、工事等への土木建築業者の参入と聞いております。

九州電力への地域振興に関する要請につきましては、これまで3号、4号の再稼働や1、

2号炉の廃止措置計画の事前了解の際、町民の安全・安心を最優先とした実施を求めるとともに、安全対策に関わる特重施設や緊急時対策等の設置工事並びに廃止措置の作業が、地場産業や地元企業の育成と活性化、商工業の振興と町の発展、振興に寄与するよう、九州電力に対し協力の要請をしてまいりました。

コロナ禍の状況が続く中、町の経済の停滞を乗り切るためには、町として経済対策はもちろんのこと、玄海原子力発電所における事業参画について、今後とも継続的に強く要請してまいります。

以上です。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

国の原子力政策に協力して原子力発電所を支えてきました立地町の玄海町として、廃炉の進展に伴い、周辺産業、企業の衰退を進む可能性を危惧しております。協議するのは今からでも遅くはないと思います。このままいったら、町内に本社を構える企業はなくなってしまう。内には優しく、外には強い町長さんになってほしいと思っております。この問題につきましては、報・連・相でお願いしておきたいと思います。

次に行きます。

北海道の寿都町と神恵内村が最終処分事業の文献調査への応募書類を10月に提出し、11月に認可されたと新聞発表がありました。原発立地町の町民として、寿都町の片岡町長さんと神恵内村の高橋村長さんには、反対派の猛烈なバッシングを覚悟の上で一石を投げられたことに対しまして、感謝と敬意を申し上げたいと思います。

最終処分場の問題は、国が困っているので、誰かが勇気を持って一石を投げなければならないの思いと、地域の将来を見据えて手を打ち、次の世代が困らないようなレールを敷かれたことだと思います。

最終処分場の建設地を決定するまでの流れを述べてみます。

第1段階、文献調査、これは約2年かかります。過去の記録で火山や断層の活動の有無を調査する。第2段階、概要調査、約4年かかります。ボーリング等により、地下の岩石や地下水の性質を分析、調査する。ここで初めて県知事の同意が必要になります。第3段階、精密調査、約14年かかります。地下深くに調査施設を建設し、地質や岩盤を直接調査する。合

計で約20年かかるとなっております。

文献調査の受入れは、最終処分場の建設に直結はしません。精密調査まで3段階の調査を実施し、結果次第では地層処分に適さないと評価される可能性もあります。

私たちは国のエネルギー政策に協力してまいりました。いろんな批判も受けてまいりましたが、県をはじめ、近隣の皆様方も恩恵を受けてきたことには間違いないと思います。

そこで、ごみが出たから知らんぷりする、そんなことなど原発立地町の町民としてできないと思います。原発立地町の町民として、せめて文献調査ぐらいは私たちも受けるべきではないでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

国のエネルギー政策に協力してきた原発立地町として、地層処分事業の文献調査申入れについての考えはの御質問に対し御答弁申し上げます。

中山議員が言われますように、私たち立地町は国のエネルギー政策に協力してきた自負があり、原子力発電所を動かすに当たって、廃棄物処理についても非常に関心があるところでございます。

国が示した科学的特性マップで、本町は好ましくない特性があると推定される地域となっておりますが、この問題については注視しておりました。そのような中、原子力発電所から生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査への検討を表明し、住民への説明、議会での議論などを経て、最終的に国へ文献調査の応募をされた北海道寿都町の片岡町長様と国からの申入れを受託された神恵内の高橋村長様に対し、改めて敬意を表したいと思います。

この文献調査については、平成19年に高知県の東洋町で調査の応募をめぐる動きがあり、平成29年には経済産業省資源エネルギー庁が科学的特性マップを公表しましたが、最終処分場の選定に係る具体的な動きが見られない中で、この問題に一石を投じたい、最終処分に関する議論の輪を全国に広げたい、そして、町村の振興につなげたいという強い思いから決断されたことは称賛されるべきことです。

既に両町村で11月17日から文献調査が開始されており、さらに梶山経済産業大臣の発言によりますと、寿都町と神恵内村以外にも、複数の自治体が調査に関心を示しているというこ

とでございます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する問題は、我が国が抱える原子力政策上の大きな課題の一つであり、国が前面に立ち解決すべき課題であります。また、各電力会社はもちろんのこと、原子力発電所を立地し、電力の供給を担ってきた地域や原子力発電の恩恵にあずかり、電力を消費してきた地域、つまり日本全体で考えるべき問題であり、それぞれが関心を持ち、問題解決に取り組まなければならない重要な課題であると考えます。

処分地選定のために手を挙げた自治体の判断に委ねるのではなく、最終処分に関する知識を学び、この問題について議論すること、それを全国に広げることが課題解決への一つの糸口となるのではないかと思います。

本町におきましても、最終処分に関する知識や理解を深めるための活動への参加等を実施していくとともに、最終処分場の選定プロセスに前向きに取り組まれる自治体に対し敬意を払い、また、そういった自治体に対する支援についても、議員の皆様方、全国の原子力発電所の立地の方々や関係者の皆様方とともに考えてまいりたいと思っています。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

科学的特性マップは科学的特性を有するかどうかの確定的なものを示すものではなく、処分場所を選定するまでには、科学的特性マップには含まれていない要素も含めて、法律に基づき段階的に調査、評価していく必要がある。つまり、国は少しでも適地があれば、詳しく文献調査をする方針になっております。

国が適地に向いていないと評価すれば、我々の気持ちも納得ができると思います。最終処分場の受入れが前提ではありません。原発立地町として、文献調査ぐらいは受けることが当たり前ではありませんか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

経済産業省資源エネルギー庁が示している科学的特性マップにつきましては、中山議員が言われましたとおり、地層処分場としてふさわしい科学的特性を有するかどうかを確定的に示したのではなく、それによって処分地を決定するものではございません。また、好まし

くない特性があると推定される地域であっても、文献調査への応募は可能であると聞いております。

先ほども申しましたが、科学的特性マップにおいて、本町は町の全域が石炭の埋蔵量が示されている炭田のある地域で、鉱物資源が分布し、将来の掘削の可能性の観点から、地層処分場としては好ましくない特性があると推定される地域とされております。

基本的に好ましくない特性があると推定される地域に関して、文献調査を実施する可能性は低いとされておりますが、市町村からの要望があれば、文献調査の実施見込みについて確認をされると聞いております。

しかしながら、今回の文献調査の応募に対して、北海道知事が拒否条例の話を出されるなど、廃棄物処理についての理解がなかなか進んでいないのが現実であります。

私としましては、現時点で文献調査に手を挙げるという考えはございませんが、処分場の選定をめぐる全国の動きを注視し、情報の把握に努め、地域の代表者であります議員の皆様とともに、情報共有や情報交換を通じて、最終処分への知識や理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

最終処分場の拒否条例を制定している24の自治体がありますが、核のごみ問題は全国民の課題と思われますが、では、拒否条例を制定している24の首長の皆さんに、どのようにしたらいいのかお尋ねしたいと思います。

最終処分場は必要だが、自分の地元にはお断りという人間の心理に根差すエゴイズムの塊ではみっともないですよ。トップに立つ人の考えではないと思います。都道府県知事は第2段階の概要調査に進む際に、反対する権限が最終処分法で保障されていますので、意見はそのときに言えばいいと思います。

また、国は首長が板挟みにならないように、処分事業への協力を全国知事会に強く働きかけるべきであり、風評被害対策にも知恵を絞らねばなりません。地層処分を適切に実施すれば、農作物や水産物が放射性物質に汚染されることはありません。産経新聞に「誤解されている地層処分について」が載っていましたので、紹介したいと思います。

国やNUMOは長らく広報活動に力を入れてきたが、地層処分事業を正確に理解している

国民は多くなく、なじみの薄さから生じる数々の誤解が正しく怖がることを防いでいます。その第1が、使用済み燃料を再生するから高レベル放射性廃棄物が発生するという誤解。フィンランドやスウェーデンのように使用済み燃料をそのまま埋める直接処分方式にすべしという意見の一部には、この誤解によることも含まれております。

核のごみと呼ばれる高レベル放射性廃棄物は、燃料ウランが核分裂してエネルギーを生み出す過程で生じた灰のようなものなので、使用済み燃料を直接処分しても、高レベル放射性廃棄物を地下に埋めることに変わりはありません。

誤解の第2は、地下に埋めた後の地震活動などでガラス固化体が割れて、中身の高レベル放射性廃棄物の廃液がこぼれ出すという考えですが、主成分のセシウムやストロンチウムをはじめとする放射性元素は、耐熱ガラスの分子構造に閉じ込められて固形ガラスの一部になっている。だから、割れてもこぼれることはありません。

第3の誤解は、ガラス固化体中の高レベル放射性廃棄物が核爆発を起こすという発想ですけど、ガラス固化体にウランとプルトニウムは含まれていないので、核分裂反応は起き得ません。理想としがちな直接処分のほうが、ウランとプルトニウムを抱えているので臨界を防ぐ注意が必要と言われております。

原発の使用済み燃料をリサイクル用に再処理した後に残る高レベル放射性廃棄物をガラス固化体に加工して閉じ込め、それに多重防護を施して、地下300メートルより深い岩盤中に埋める地層処分が最適だと言われるゆえんであります。

また、高レベル放射性廃棄物を含むガラス固化体は、地底で数万年以上の長期間隔離されますが、最初の50年でガラス固化体の放射能は80%が、1,000年後には99%が失われる、初期の急速低下の事実は知っていただきたいと思います。

長くなりましたが、地層処分について分かってほしいとの思いで述べました。

トイレなきマンションと言われてきました原子力発電所、だからトイレを造ろうと言っているのであって、候補地の一つとして手を挙げることに全国民が感謝すべきことであり、マスコミはその謝意を示す報道をしてもらいたいと思います。

文献調査は学びの場であります。この件にもう一度町長はどのような思い、考えをお持ちでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

原発の推進、反対の問題ではなく、今ある核のごみをどうするのが問題であって、先延ばしにするのではなく、我々の時代に実現することが責任だと思いますという中山議員のお気持ちだと思っております。

玄海原子力発電所では使用済み燃料が貯蔵されており、直近で実施された3号機の定期検査におきまして、使用済みMOX燃料が初めて発生いたしました。増加する使用済み燃料への対策として、リラッキング、いわゆる使用済み燃料プールの貯蔵能力の変更が現在実施されており、乾式貯蔵施設の設置計画も規制委員会で審査中であります。

また、青森県の六ヶ所村で進められている再処理工場が新規規制基準に合格しましたが、稼働まではいまだしばらく時間が必要で、原子燃料サイクルを確立するためにも早い稼働が望まれます。また、昨日のニュースであっておりましたが、MOX燃料製造についても、規制委員会が合格したということを発表しておりました。

原子力発電が始まって半世紀以上が過ぎている中で、日本全体で利用してきた原子力発電に伴い発生する廃棄物の処分に関する問題が、中山議員も申されるように将来世代への負担を残すこととならないよう、私たち現役世代が責任を持って、この課題に積極的に関わり、前向きに取り組む、解決していかなければなりません。

一方、世界各地でも最終処分が進められています。その中で最も進んでいるのがフィンランドです。フィンランドの最終処分場は通称オンカロと呼ばれ、2016年から処分場の建設が開始され、2020年代の初め頃に処分場が稼働するという状況と聞いております。処分地の選定につきましては、1980年代から自治体を特定しない形で広域の候補地を示し、20年近くかけて処分地が絞り込まれたということでございます。

日本でもフィンランドのような先進の事例を大いに参考とし、国が前面に立ち、各電力会社、関係機関や地方自治体が一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。

先ほども申したとおり、最終処分の問題に関しましては、国策として、エネルギー問題として、日本全体で考えるべき問題です。私としましては、今後とも、この問題に関する情報の収集に努め、最終処分場をめぐる全国の動きを注視し、議会の皆様とともに情報共有等に努めてまいりたいと思っております。

また、中山議員が申されましたように、産経新聞の記事に書いてありますように、やはり

処分場の使用済み核燃料の理解ですね、そういったところももう少しみんなで理解するような活動もしていかななくてはならないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

議会と一緒に文献調査については情報共有等に努めていきましょう。

文献調査の2年間はNUMOによる事前調査の期間であります。同時に、地域のみんなで地層処分について関心を持ち、理解を深めるための期間でもあります。文献調査は放射能と全く関係のないことを明確にしなくてははいけません。原子力発電の恩恵を受けてきた都道府県の立つ位置について議論する必要があります。県議会でもこの問題については、よく議論していただくように申し添えておきます。

参考までに申し上げますと、今まで佐賀県には原発交付金関連のお金が、玄海町をはじめ、近隣市町村への配分はあったものの、1,000億円以上は入っているはず。つまり、県民全体が恩恵を受けてきたことになりますので、そのところを県議会でも議論していただきたいと思います。

玄海原発でも4基建設して、そのうち2基は廃炉になりましたが、核のごみだけは残っています。処分場が駄目だというならば、入り口があって出口がないのと一緒に、矛盾しています。原発推進、反対の問題ではなく、今ある核のごみをどうするかの問題であって、先延ばしするのではなく、我々の時代に実現することが責任だと思います。

これを契機に、全国の立地市町村は文献調査に全員手を挙げてほしいと思います。それが原子力発電を受け入れてきた者の務めだと私は思います。

廃棄物の処理は地層処分が一番いい方法だと思いますし、地層処分をもう少し理解してもらいたい。

日本原燃が結んだ協定では、50年後には搬出するとなっておりますが、原燃が受入れを始めたのは1995年で、今年で25年たっています。残る25年の間に最終処分場を建設しないと、廃棄物は行き場を失うことになります。時間的猶予は全くなく、文献調査とその後のステップを軌道に乗せるには、ここ一、二年が正念場だと思います。将来の世代に先送りしてはならない問題であります。

あおつりあげるようなことばかり言うメディアの皆様もいらっしゃいますが、それでは聞きたい。どうしたらいいのか教えてください。

終わります。

○議長（上田利治君）

以上で中山昭和君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前10時53分 散会